

葛飾区監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年4月24日

葛飾区監査委員	坂	井	保	義
同	反	町	直	志
同	峯	岸	良	至
同	山	本	ひろみ	

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

〈財政援助団体〉

社会福祉法人 ひかり学園 ひかり学童保育クラブ

〔指摘の内容〕

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、間食費助成について、助成対象者である12月末日退会者1名の1月から3月分までの助成金6,000円を受領したまま区へ返納していなかった。所管課の担当者に退会者情報が伝わっていなかったことが原因であった。

また、保護者負担分の使用料等（使用料・間食費・教材費）について、退会者2名（12月末日退会者1名、2月末日退会者1名）の3月分までの使用料等19,200円を徴収したまま返金していなかった。確認したところ、自動払込みの停止手続を失念していたことが原因であった。その他に1名は、使用料等免除にかかる返金額を誤りさらに6,300円の返金が生じた。保護者が納付した使用料等の会計処理に当たっては、過不足が発生しない事務処理手順やチェック体制を検討されたい。所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

なお、未返納だった助成金は、令和5年11月29日付で区に戻入済みである。また、過徴収だった使用料等は、令和5年12月27日までに該当の保護者に返金済みである。

【講じた措置】

間食費の返納漏れについて、法人は間食費助成対象者の退会について区に報告したが、法人及び区双方のコミュニケーション不足により、区及び法人ともに返金に係る手続きをしていなかったものである。

今後、同様なことが起こらないよう法人に対して、間食費助成対象者が退会した場合には、報告後速やかに返金の手続きを行うように改めて指導するとともに、区においても、退会者の報告を受けた際は、それが間食費助成対象者かどうか確認を徹底し、適正な事務処理に努めていく。

保護者からの使用料等の過徴収については、法人が退会に係る事務処理を怠り、納付された使用料等の収支等を確認していなかったことによるものである。

法人に対して、保護者からの徴収に係る事務には誤りのないよう適切に行い、会計上の処理に誤りが発生しないようにチェック体制の見直しを図るよう指導した。

また、区においても、私立学童保育事業補助金の実績報告時に法人から提出される補助金収支表と事業実績報告書を照合、検算を徹底し、法人の収支において適正に事務処理が行われているか確認を行うなど再発防止に努めていく。

(放課後支援課)